

報告第2号

利根町土採取事業規制条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年3月2日提出

利根町長 佐々木 喜 章

専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月2日

利根町長 佐々木 喜 章

利根町土採取事業規制条例の一部を改正する条例

利根町土採取事業規制条例（昭和49年9月6日利根町条例第19号）の一部を次のように改める。

第2条第10号を次のように改める。

- （10） 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定による許可に係る宅地造成等に関する工事として行う土採取事業

附 則

この条例は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）の施行の日から施行する。